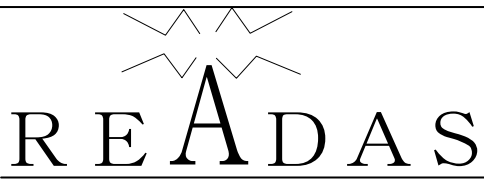


第 5774 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2017年)平成29年 8月15日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ みなし役員

**Q**：税務では、みなし役員になる者がいるようですが、どのような人ですか。注意点はどんなところですか？

**A**：次の点に注意してください。

### 【解説】

税務では、会社法に定める役員以外に次の者も役員としてみなすこととしています。

- ①法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限る)以外の者で、その法人の経営に従事しているもの

(例)取締役又は理事となっていない会長、副会長、理事長、副理事長、組合長等、相談役や顧問などで、その法人内における地位、職務等からみて他の役員と同様に実質的に法人の経営に従事していると認められるもの

- ②同族会社の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限る)のうち、一定の要件(株式所有割合の基準)を満たす者で、その会社の経営に従事しているもの

ところで、みなし役員に該当するとされた場合ですが、この場合には、その者に支給していた給与が役員給与として取り扱われますので、給与の額が変動していたり、賞与を支給していたりすると定期同額給与に該当せず、損金不算入とされてしまう金額がでてきますので、この点に注意が必要です。

